



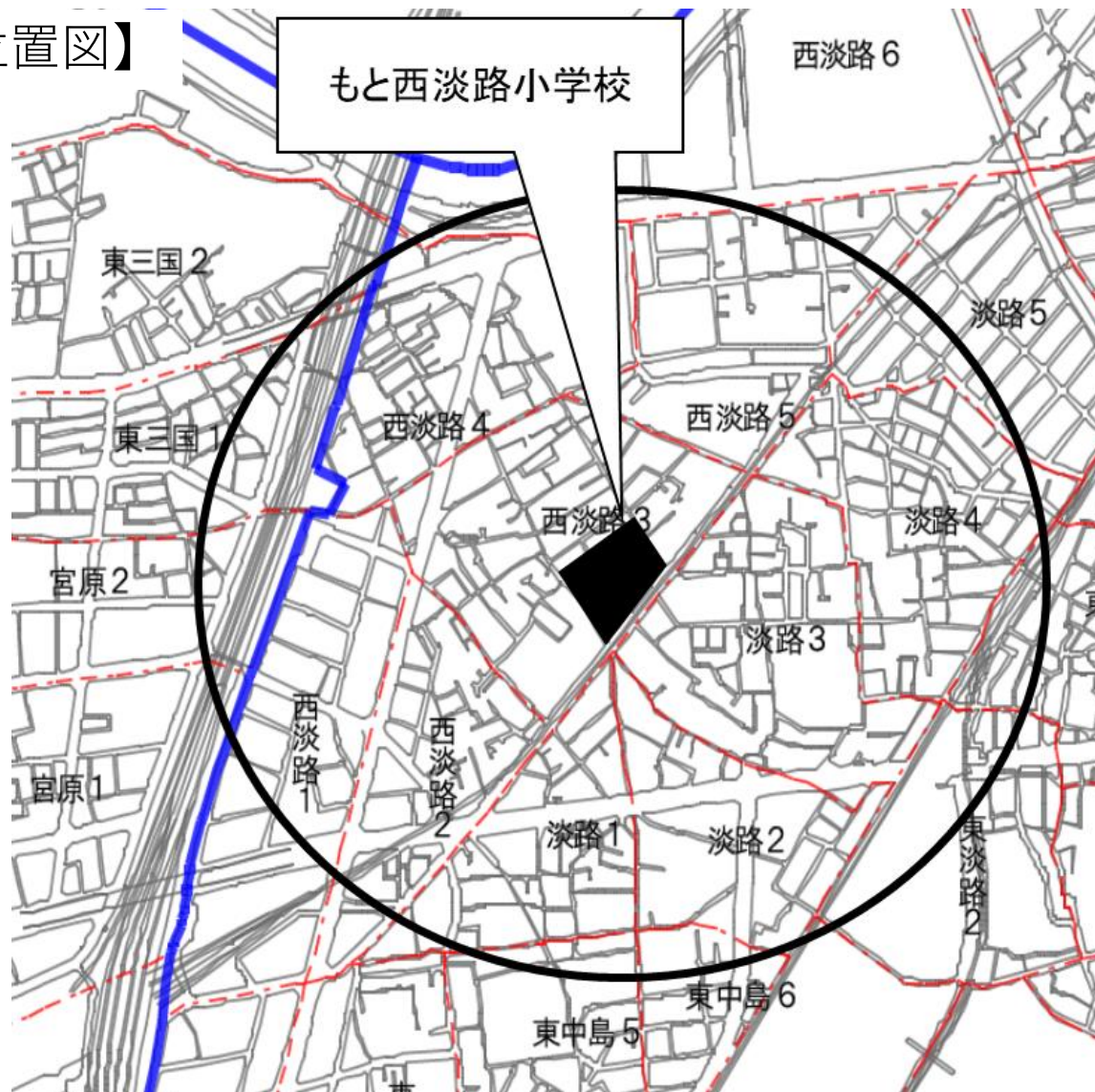
もと西淡路小学校跡地活用に係る説明会

令和3年3月

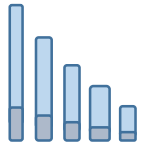
東淀川区役所 地域課

もと西淡路小学校跡地の用地情報①

【位置図】



もと西淡路小学校			
所在地(地番)		大阪市東淀川区西淡路3丁目261外	
用地面積		約13,228㎡	
土地所管局		教育委員会	
都市計画法による制限	用途地域	第1種住居地域	
	都市計画区域	市街化区域	
	防火地域	準防火地域	
	容積率	200%	
	建ぺい率	80%	
建物の現状	建設経過	校舎:S36~55年築 体育館:S58年築	
	構造等	鉄筋コンクリート造	
	耐震等	平成8年耐震診断実施 平成10年・平成16年耐震補強工事実施	
	延べ床面積	約7,700㎡	
その他	接面道路の状況	東側	市道(現況幅員約5.4m)東淀川区第957号線
		西側	市道(現況幅員約3.6~4.5m)東淀川区第1478号線
		南側	市道(現況幅員約18.0m)東淀川区第927号線
	土壌汚染	調査未実施	
	埋蔵文化財	調査未実施	
地下埋設物等	調査未実施		



もと西淡路小学校跡地の用地情報②

【大阪市未利用地活用方針一覧表】

番号	所在(区)	町丁目	地番	街区番号	面積(m ²)	土地所管局	財産名称	現状	活用方針	分類基準	処分目途	※価格(百万円)
1711	東淀川区	西淡路3丁目	261外	14番	13,228	教育委員会	もと西淡路小学校	建物あり	処分検討地	基準2	B	2,183

○未利用地等活用方針策定基準（抜粋）

【基準2】

- 活用見込みがなく当該地の有効活用や税外収入確保に資するため処分を検討することが適当と判断されるもの（処分時に処分検討地から除外）
- 処分することにより周辺地域の発展に寄与するもの

○ 市HP：未利用地の処分・活用の進捗状況について（令和2年3月31日時点）から抜粋
 処分目途の設定については、本市として処分検討地をA区分（令和2年度から令和5年度まで）、
 B区分（令和6年度以降）に区分し、段階的・計画的に処分を実施していくこととしたものです。

※ 価格は原則として、正面相続税路線価（令和元年分）×面積で算出したものであり、鑑定評価等によるものではありません。

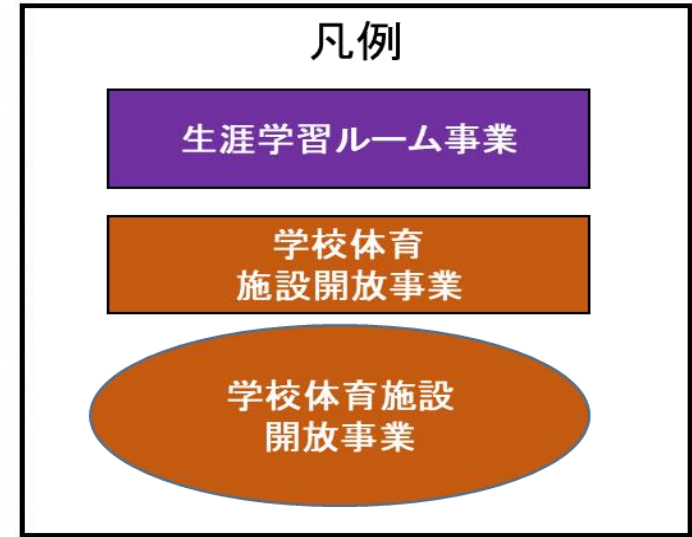
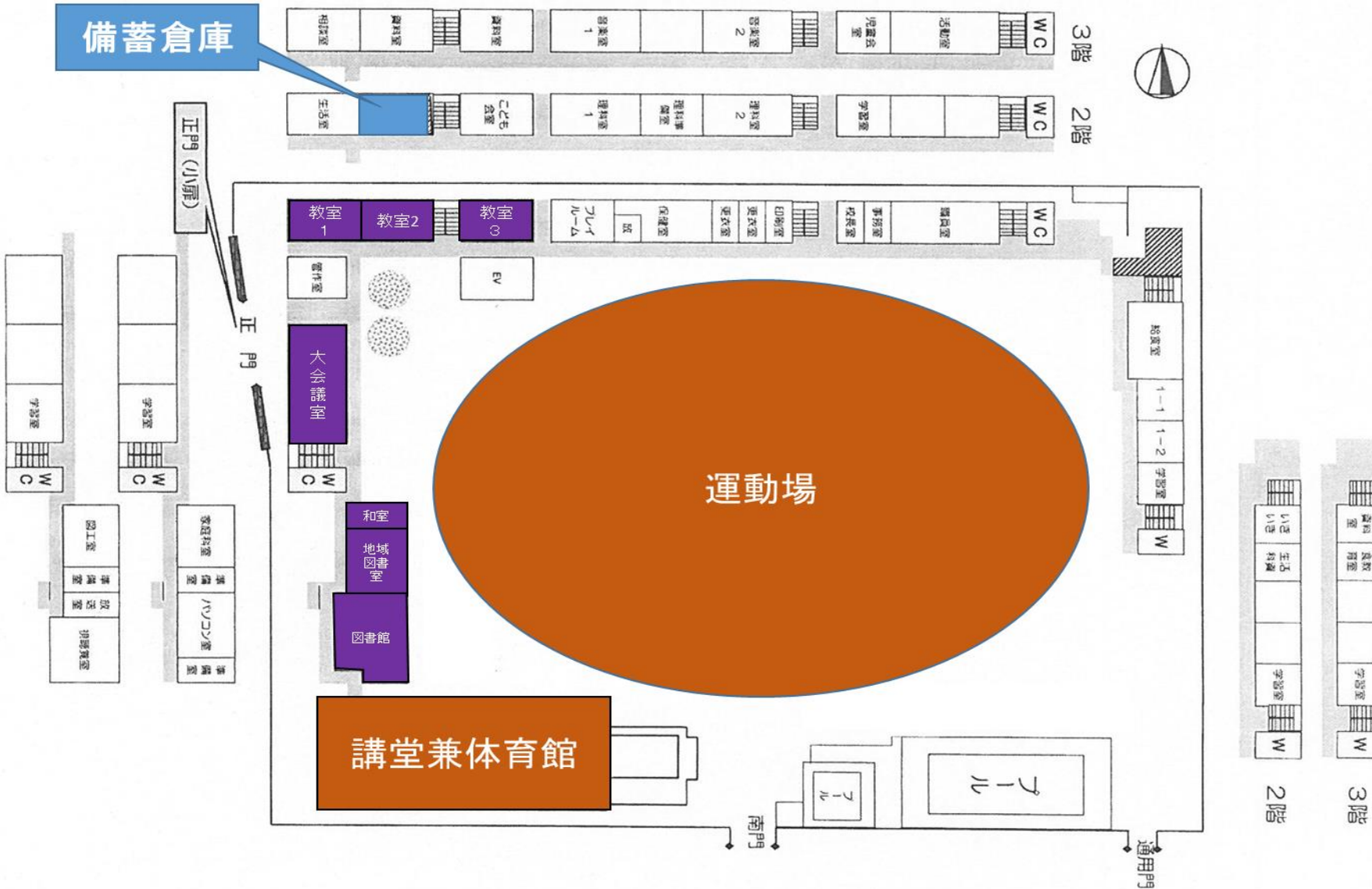
学校跡地に関する教育委員会事務局の考え方

統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- ・ 学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。
- ・ 土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着といったものに配慮する必要がある、処分に当っては個別の用地に係る状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。
- ・ これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたことから、個々の学校跡地に係る地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく必要がある。

「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」
(令和2年4月改正・大阪市教育委員会) より抜粋

もと西淡路小学校跡地の利用状況





もと西淡路小学校跡地検討の経過①

- ・もと西淡路小学校跡地検討会議の設置（平成31年3月～）
- ・所掌事務
 - （1）もと西淡路小学校跡地の活用方策に関する検討を行うこと
 - （2）その他跡地活用に関する必要な事項
- ・組織
 - 西淡路地域活動協議会（3名）
 - 淡路地域活動協議会（3名）
 - 東淀川区役所



もと西淡路小学校跡地検討の経過②

平成31年3月：もと西淡路小学校跡地検討会議の設置

(組織：西淡路地域活動協議会委員、淡路地域活動協議会委員、東淀川区役所)

平成31年4月：第一回もと西淡路小学校跡地検討会議開催

- ・もと西淡路小学校跡地の用地情報、利用状況、防災機能、今後の進め方等を説明
- ・東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり構想の説明、学校の跡地活用事例の紹介、意見交換

令和元年6月：第二回もと西淡路小学校跡地検討会議開催

- ・前回会議の振り返り・ワークショップ、意見交換

令和元年8月：淡路地域にて検討会議設置の経緯を説明、意見交換

令和元年9月：第三回もと西淡路小学校跡地検討会議開催

- ・淡路地活協運営委員会ででた意見の紹介
- ・検討会議のスケジュールの説明、淀川区でのマーケットサウンディング事例の説明、意見交換

令和元年11月：東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり構想をベースに意見交換

令和元年12月：第四回もと西淡路小学校跡地検討会議開催

- ・第三回会議での意見に対する報告、東淀川区西部地域まちづくり構想への意見の組み込み、意見交換

令和2年3月：第五回もと西淡路小学校跡地検討会議開催

- ・他未利用地の活用状況、生野区での取組紹介
- ・西淡路地活協で集約した意見の紹介、意見交換

もと西淡路小学校跡地検討会議での 検討における前提条件

- ・ 処分目途の令和6年度までに活用方策を決定
- ・ 税投入はしない
- ・ 防災拠点機能の確保

防災拠点機能の確保

- ・ 災害時避難所としての機能は、現在の面積1,660㎡（2㎡×830人）の確保を目指す。
- ・ 一時避難所としての機能は、2,000人の避難可能人数をめざす。（ただし、災害時避難所の面積、一時避難所の避難可能人数とも少なくなる可能性はある。）
- ・ 備蓄物資の保管に必要な面積の備蓄倉庫を3階以上で確保する。
- ・ 定期的な避難訓練の実施機会を確保する。跡地利用の施設管理者も、訓練や災害時には協力する体制づくりを支援する。